

今後のスケジュール

※スケジュールは、関係機関との協議や事業進捗の状況により変更となる可能性があります。

供用開始目標

令和13年10月～
令和14年7月頃
(約6～7年後)

令和7年度	町民説明会、事前調査
令和8年度	建設予定地決定、地質調査、生活環境影響調査
令和9年度	施設設計、工事発注
令和10～13年度	施設建設工事・試運転
令和13～14年度	施設の稼働開始(予定)

建設候補地の評価と決定までの経過

令和7年6月20日 開催
第4回中間処理施設候補地評価委員会で
候補地の総合評価・順位付けを実施

総合順位	市町名	所在地
1位	美幌町	美幌町字報徳78番地 ほか
2位	網走市	網走市二見ヶ岡67番地 ほか
2位	大空町	大空町東藻琴末広628番地1
4位	清里町	清里町字江南807番地5

各市町から調査対象地として13箇所提出

「不適と考えられる土地」の条件により
6箇所が除外

各市町でその他の事由で今後の総合評価に
進まないとした土地を取りまとめ

総合評価する土地は「4箇所」とすることを
第2回中間処理施設候補地評価委員会で決定

▲ 候補地評価委員会の選定結果

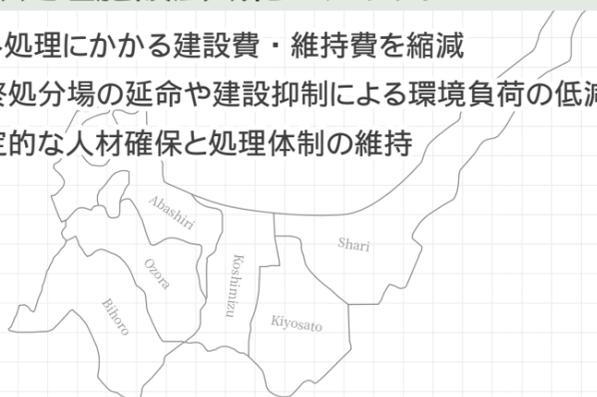
評価にあたり、土地の利用履歴や自然環境、地盤状況、防災性、生活環境、周辺インフラ、交通アクセス、費用面など、計20以上の観点から慎重な審議が行われた結果、令和7年6月20日に「美幌町字報徳(下水終末処理場周辺)」の土地が最も高い評価を受け、6月27日の市町長会議で正式に建設候補地として決定されました。

▲ 決定までの経過

当初は大空町東藻琴地区が建設予定地とされていましたが、地盤調査により法令基準を満たさない盛土や大型のコンクリート塊等の埋設が確認され、令和6年12月に白紙撤回。その後、大学教授と各市町の副市町長で構成される中間処理施設候補地評価委員会を設置し、各市町から提出された13の公有地候補の中から不適な土地を除外し、最終的に4カ所を対象として現地踏査と評価を実施しました。

ごみ処理施設広域化のメリット

- ①ごみ処理にかかる建設費・維持費を縮減
- ②最終処分場の延命や建設抑制による環境負荷の低減
- ③安定的な人材確保と処理体制の維持



美幌町を含む「斜網地区」の1市5町(網走市・美幌町・斜里町・小清水町・清里町・大空町)は、いずれもごみ処理施設の老朽化や最終処分場のひっ迫、今後の人口減少や人手不足、費用の抑制といった共通の課題を抱えています。こうした課題に対応するため、1市5町で構成される「斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会」を設立し、1市5町が一体となって中間処理施設(焼却施設など)を整備・運営する「広域化」の検討が進められてきました。ごみ処理施設を共同で運営することで、上記のようなメリットが期待されています。

処理施設建設候補地 美幌町字報徳に

現在、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、清里町、大空町の1市5町にて、広域による廃棄物中間処理施設の整備を検討しており、令和7年6月27日に美幌町字報徳(下水終末処理場周辺)の土地が建設候補地として決定されました。



そしてこれから、
ごみ処理の現在、

問 環境管理課
環境衛生グループ
77-6550

Point

造成中の第Ⅳ期処分場では、
可燃ごみの焼却処理が必要
(国の方針による)

同様の課題を抱える1市5町で
中間処理施設(焼却施設)などを
整備・運営する「広域化」が
検討されている

現在、有料ごみは登梁の最終処分場で埋立処理を行っています。現在使用中の第Ⅲ期処分場の使用可能期間は、令和9年7月頃までと見込まれています。一つした状況を踏まえ、町では次の処分場として第Ⅳ期処分場の整備を進めており、令和8年10月から供用開始を目指しています。第Ⅳ期処分場は、造成面積8,500㎡、埋立容量は5万㎡で、供用期間は15年を想定しています。

美幌町ごみ処理の 今と広域化

第Ⅲ期処分場 使用可能期間は残り2年

第Ⅳ期処分場では、主に可燃ごみを焼却処理した後の灰などと不燃物を埋め立てる方式としており、可燃ごみも含めて埋め立てをされている第Ⅲ期の方式から変更となっています。これは、国の方針により可燃ごみをそのまま埋め立てることが原則禁止となったためです。このような経過から、可燃ごみを中間処理(焼却処理)する施設を建設し、ごみ処理の持続可能性を高めることとしています。なお、可燃ごみは焼却により減容されるため、第Ⅳ期処分場は現在の第Ⅲ期処分場に比べて約半分の規模で整備されます。第Ⅳ期処分場の長寿命化を図るためにも、今後、広域によるごみ焼却処理施設の供用開始(令和13年10月～令和14年7月頃)までの間は、第一期・第二期処分場の延命利用も併せて進めていく考えです。では、なぜ広域でごみ処理施設を整備・運営することになるのでしょうか。

Frequently Asked Questions

よくある質問 (FAQ)

Question 01 建設候補地の災害時のリスク対策は?

美幌川に近く、ハザードマップにも入っているため、洪水リスクがあることを前提に、盛土による地盤のかさ上げや、浸水防止設備（止水版、防水シャッターなど）の導入、重要機器の上階設置など、災害時にも機能を維持できるような設計の検討が予定されています。

Question 02 ごみの分別方法は変わるの?

現在、青色の有料ごみ袋で収集している「一般ごみ（混合）」から、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の分別へと変更予定です。具体的な分別ルールや変更時期は、今後町からあらためてお知らせします。

Question 03 有害な物質（ダイオキシンなど）は発生しないの?

昔の焼却施設とは違い、最新の施設ではごみを高温で燃やすことでダイオキシン類を分解しています。法規制も強化されており、煙に含まれる塵はフィルターでしっかり取り除かれ、きれいにしてから大気中に放出されます。

Question 04 煙やにおい、騒音など生活への影響は?

生活への影響（騒音、振動、悪臭、水質など）を避けるため、施設建設前に「生活環境影響調査」を実施します。施設は生活に影響が出ないように設計され、調査結果は公表を予定しています。

Information

まち育出前講座に、「斜網地区廃棄物中間処理施設」に関するメニューを追加しました。

これからのごみ処理を考える
～広域化と新しい施設のおはなし～



HP 14500

近年の焼却施設の特徴

安全で適正な処理システム

- ◆ **ごみを高温で焼却処理**
850℃以上の高温で燃やすことでダイオキシン類の発生を抑制
- ◆ **ばいじん（飛灰）を無害に**
埋立地での重金属の溶出を防止するため、飛灰処理設備で処理
- ◆ **排水の適切な処理**
ごみ汚水はごみと共に焼却炉内で焼却し、その他の汚水は排水処理設備で処理した後、下水道放流する等適切に処理
- ◆ **厳格な法規制への対応と情報公開**
法令に基づく厳格な排出基準を順守しており、定期的に第三者機関による測定を実施。結果は公開され、透明性のある運営を実施

エネルギー循環

- ◆ **ごみを燃やした熱の利用**
ごみを燃やした時に発生する熱を、給湯、暖房、ロードヒーティング等に利用

環境負荷の低減

- ◆ **空気を汚さない**
ごみを燃やすと発生する排ガスは、適切な処理を行い、きれいな状態で煙突から排出
- ◆ **臭いを外に出さない**
ごみピットから発生する臭気は、焼却用空気として焼却炉へ送り、高温で分解して無臭化。また、プラットフォーム全体は陰圧状態に保たれており、臭いが外部に漏れ出さない構造

おわりに

ごみの広域処理は、将来にわたって地域の暮らしを守るための大きな一歩です。本町が建設候補地として正式に決定されたことを受け、今後も町民の皆様にご理解、ご協力をいただいております。説明と情報提供を行いながら、事業を進めてまいります。町民の皆様のご理解と環境を守るため、将来を見据えた持続可能なごみ処理体制の構築に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

市街地付近の焼却施設事例

帯広市や旭川市などでは、市街地付近にて焼却施設が稼働しています。

1
十勝圏複合事務組合
(くりりんセンター)



所在地：帯広市
供用開始：平成8年10月
処理能力：330t/日
余熱利用：給湯、暖房、ロードヒーティング、高温・高圧蒸気発電

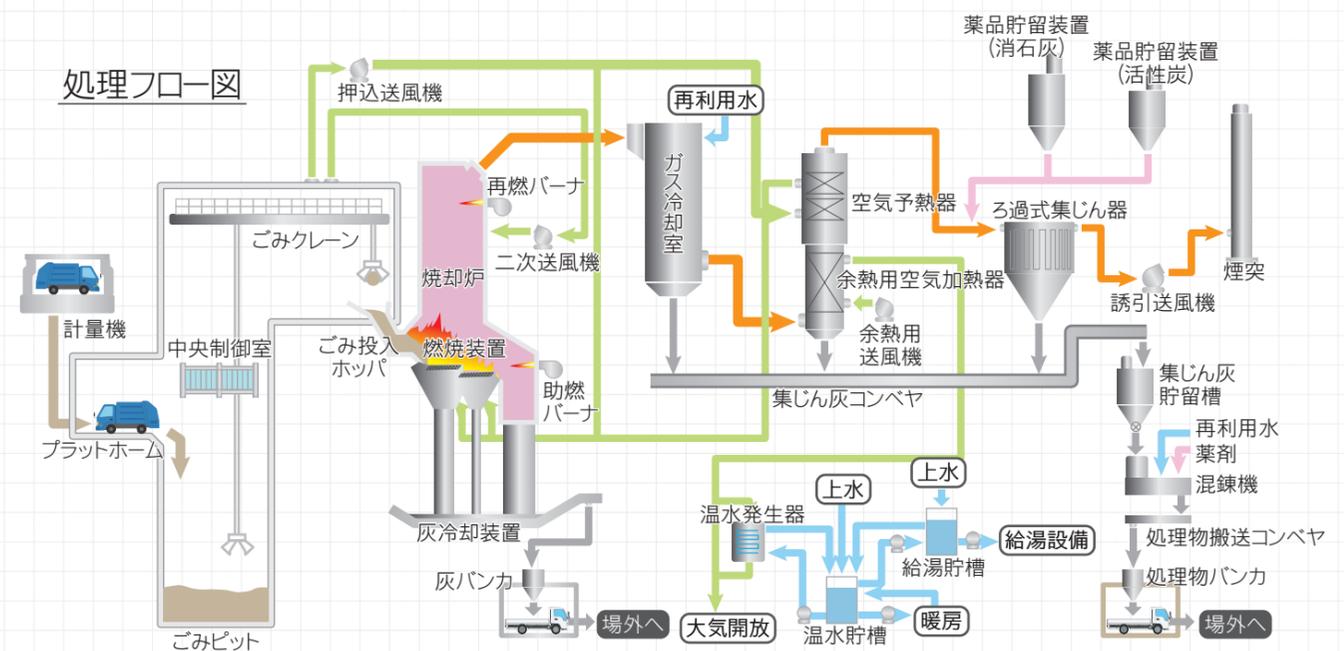
2
旭川市
近文清掃工場



所在地：旭川市
供用開始：平成8年4月
処理能力：280t/日
余熱利用：給湯、暖房、ロードヒーティング、自家発電、市民ふれあいセンター 熱及び電力供給、近文リサイクルプラザ 熱及び電力供給

一般的な焼却施設の処理フロー

ごみを集めたごみ収集車は、計量機で車ごとごみの重さを計った後、プラットフォームでごみピットにごみを投入。ごみピット内でクレーンを使い均質になるよう混ぜあわせ、ごみ投入ホッパから焼却炉に投入されたごみは、850℃以上の高温で完全燃焼され、灰となって搬出されます。



中間処理方式は焼却処理方式に

今回整備を予定している施設で採用される焼却処理方式は、ごみを高温で焼却し、焼却後に残った灰を最終処分場へ埋め立てる方式です。かつての焼却施設では、ダイオキシンや悪臭、黒煙などが深刻な環境問題となっていました。しかし、現代の焼却施設は技術の進歩によ

り大きく改善されており、850℃以上の高温で完全燃焼することで、ダイオキシン類の発生を抑制しています。さらに、24時間体制の運転監視システムや、高性能な排ガス処理設備を備え、第三者機関による定期測定と情報公開が義務付けられるなど、周辺住民環境への影響に配慮したより安全・安心な施設運営が可能となっています。このような背景から、道内外でも市街地付近に焼却施設が建設・運用されています。